障害者タクシー利用助成券

平成26年度の在宅障害者タクシー利用助成券の申請を受付します。

▼対象者
町内在住（施設入所者は除く）で次のいずれかに該当し、自動車税の減免や介護タクシー利用助成制度を受けていない方
○身体障害者手帳1・2級所持者（上肢・下肢・体幹・視覚・内部障がい者）
○療育手帳A1・A2所持者または知能指数35以下と判断された方
○精神障害者保健福祉手帳1級所持者
○特定疾患医療証所持者
※じん臓機能障がい1級（人工透析対象者）の方には最大72枚まで、それ以外の方には最大48枚まで発行します。

▼手続きに必要なもの
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療証、印鑑（サイン不可）

▼利用開始　4月1日（火）～
▼申請受付　3月27日（木）～
▼申請場所　障害福祉センター

問　障害福祉センター　☎（73）4530

障害児福祉手当・特別障害者手当支給

日常生活において常に介護を必要とする在宅の障がい児者に対し、一定の要件を満たした場合に支給します。

・障害児福祉手当（20歳未満）	14,140円（月額）
・特別障害者手当（20歳以上）	26,000円（月額）

※手当額は平成26年度の金額です。

問・申　平塚保健福祉事務所生活福祉課　☎（32）0130

3月末・4月初め 土曜日・日曜日に窓口を利用できます

転入や転出・転居などが増える、3月末・4月初めの土・日曜日には、臨時に窓口を利用することができます。

▼利用できる日時
3月29日（土）・30日（日）
4月5日（土）・6日（日）
午前8時30分～午後5時15分

▼取扱窓口　本庁舎1階町民課

▼取扱業務　下表のとおり。
ただし、内容によって手続きが完了できない場合もあります。
詳細はお問い合わせください。

※町税等を納付する場合は、必ず納付書をご持参ください。
国税（所得税等）県税（自動車税）は納付できません。
※国府支所の土曜日の窓口業務は、3月29日（土）及び4月5日（土）の午前9時から正午まで、住民票・印鑑登録証明書の発行のみを行います。

問　町民課　☎内線272・274

取扱業務		取扱窓口
税金などの納付	○住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納付	町民課 戸籍係
証明書等交付	○住民票の写し、印鑑証明書 ○戸籍証明書（謄本、抄本）	町民課 戸籍係
申請・届出など	○住民異動届（転入、転出、転居など）、印鑑登録、戸籍届（受領のみの場合あり）	町民課 戸籍係
	○国民健康保険業務	町民課 保険年金係

医療と介護の負担が高額となった世帯の方へ

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療費と介護費の両方に自己負担があり、その合算額（高額療養費・高額介護（予防）サービス費で給付された額を除く。）が自己負担限度額を超える世帯に対し、限度額を超えた金額を給付する制度です。
今年度は、平成24年8月1日～平成25年7月31日の医療費及び介護費が対象になります。

◆保険の変更があった方
・市町村間で転居した方
・75歳の誕生日を迎えた方

◆住所地特例認定を受けている方
ご自身が該当すると思われる場合には、平成25年7月31日に加入していた医療保険の窓口までお問い合わせください。

▼申請先
平成25年7月31日時点で加入していた医療保険の窓口で申請してください。

▼国民健康保険・後期高齢者医療制度加入世帯の方へ
給付の対象となる方には、準備が整い次第、申請のご案内をお送りします。

▼ご案内をお送りできない方
平成24年8月1日～平成25年7月31日に次に該当する場合、ご案内をお送りすることができません。

自己負担限度額
（平成24年8月～平成25年7月の医療＋介護の自己負担額）

区分		70歳未満	70～74歳（国保）	75歳以上（後期）
上位所得者		126万円	67万円	67万円
一般		67万円	56万円	56万円
低所得者	Ⅱ	34万円	31万円	31万円
	Ⅰ		19万円	19万円

※低所得者の区分Ⅱ、Ⅰについての詳細はお問い合わせください。

問　町民課　☎内線275